

市内推進 運用方法

ルールの
P20

身近なところでの課題解決

身近な課題を身近なところで課題解決を図る区役所の取組は重要です。区役所は川崎市自治基本条例で「地域の課題を解決するための市民の参加と協働の拠点」と位置づけられており、区によっては市民から企画を受ける提案制度等の先進的な協働の事例もあります。

協働型事業を推進するために

- 協働推進を担う全市的窓口により、市民活動団体及び行政内部からの相談対応や協働に関する啓発・周知、庁内調整等を行います。
- 協働推進を担う全市的窓口により市の取組をホームページで公開します。
- 第三者的な委員会により協働型事業の推進施策全般を検証します。
- 協働型事業の浸透や社会情勢に応じたルールの見直しをします。
- 中間支援組織の協力を得て市民活動団体の視点での協働の推進を図ります。

※協働推進を担う全市的窓口は、平成20年4月から「市民・こども局市民生活部市民協働推進課」で担います。

ワン ポイント

川崎市協働型事業のルールを活用する上で、ポイントになる部分をいくつか紹介します。詳しくは「川崎市協働型事業のルール」冊子や「協働型事業の事例集」をご覧ください。市ホームページにも掲載していますので、そちらもご覧ください。<下記【問合せ】参照>

「市民活動団体」とは？

川崎市市民活動支援指針で定義されている市民活動(ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動)を行う団体のことです。これに該当すればNPO法人だけでなく任意のボランティアグループや町内会も入ります。

協働は手段です

協働は課題解決の手段の一つであって、目的ではありません。協働のために事業を実施するというようにならないよう、気をつけましょう。

協働は経費低減の手法？

事業によっては、市民活動団体に委託した方が企業に委託した場合より経費がかからない場合もあるかもしれませんが、これは副次的効果として現れるもので、本来の協働型事業の効果とは言えません。協働型事業は、行政のみで実施するよりも、協働の手法を導入した方が、より効果の高い事業となることが前提となります。

したがって、行政が当初から経費低減を主な理由として協働型で事業実施することは避けなくてはなりません。

【問合せ】 ※協働型事業のルール冊子についてご希望の方はこちらにご連絡ください。

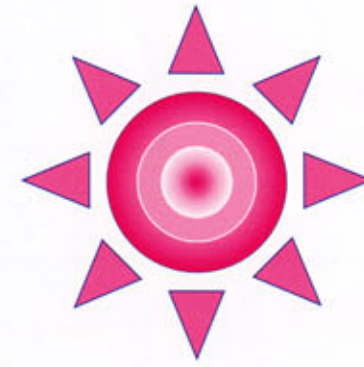
市民・こども局 市民生活部 市民協働推進課 協働・市民活動支援担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話044-200-2296/ファックス044-200-3912

電子メール 25simin@city.kawasaki.jp

ホームページアドレス <http://www.city.kawasaki.jp/25/25tiiki/home/kyoudou/index.htm>

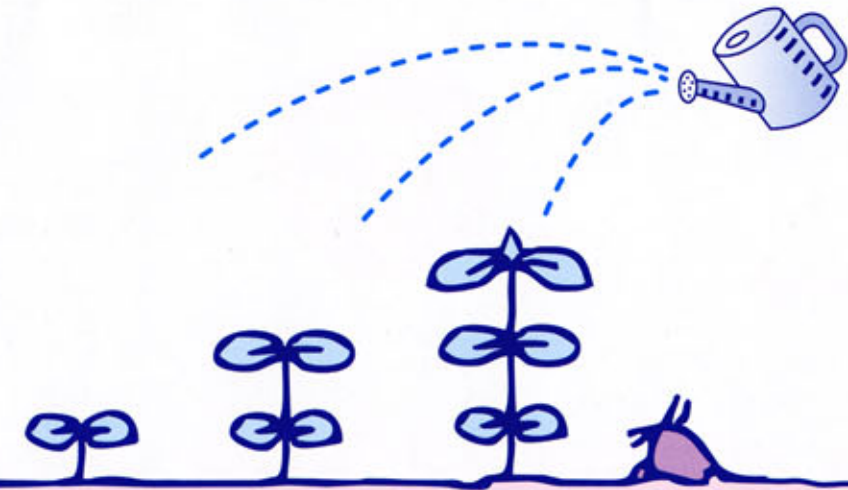


川崎市協働型事業のルール

<基本的な考え方と手順>

～市民活動団体と行政とのより良い関係構築のために～

(概要版)



市民活動団体と行政が協働で行う事業のことを川崎市では「協働型事業」と呼ぶことにしました。この協働型事業についての基本的な考え方と、企画・実施していくための標準的な手順を示すことで、双方が共通の認識のもと、協働の効果を発揮し、より高い事業成果を得られるようにすること、また、このような事業手法を普及させることを目的として、「川崎市協働型事業のルール」を策定しました。詳しくは中面をご覧ください。

川崎市

ルールの利用者

市民活動団体と行政の両者です。
両者で協働型で事業を実施する時に利用するものです。

ルールという名称ではありませんが…

このルールは、いわゆる規則として当事者それぞれの行動を拘束するものではありません。事業を実施する時の基本方針・基本原則と考え、『お互いが守る内容として尊重するもの』として利用するものです。

ルールで何が変るの？

- 協働型事業について共通の認識で事業を実施することができます。
- 市民活動団体と行政との関係性の整理が図れます。(よりよい関係へ！)
- ルールにより既存事業の見直しを図ることで協働型事業が増えます。
- 既に実施している協働型事業の手法等の見直しが図れます。
- 市民からの企画提案による協働型事業が増えます(既に実施されている区等があります。)

いまなぜ協働？背景

近年、社会経済環境の変化により地域における課題が複雑化、多様化してきています。そのような中、福祉、環境等さまざまな分野で課題に気付いた市民活動団体が、課題解決のために活躍しています。

市民活動団体は、独自の活動を展開していますが、行政との協働事例も数多く見られるようになってきました。これは、市民活動団体と行政との協働なくしては対応が難しい課題が増えてきているという状況もあります。

今後、さまざまな市民ニーズに沿った質の高いサービスを実現する手法の一つとして、協働の取組の推進が重要となってきています。

ルールの原則など基本的考え方

ルールのP4~P14

まず協働とは？

異なる特性を持つ主体同士が共通の目標に向かって、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することです。

市民活動団体と行政とが協働で事業を実施！

協働型事業を進める上での6つの原則

- 1. 目的の共有**
課題を明確化し、課題解決のためどうするかを双方で話し、協働型事業に対する共通の認識を持ち、事業目的を共有します。併せて事業実施で達成する目標(なにを?どのくらい?いつまで?)を明確にします。
- 2. 対等の関係**
お互いに自立した存在であることを前提に、事業検討段階から対等に意見交換できることが重要です。契約書等で明文化する場合は一方の不利にならないよう話し、事業実施における対等な関係を保障します。
- 3. 相互理解**
お互いの異なる特性を理解・尊重し、活用し合えることが大切です。また、事業実施段階で考えの違いが生じた場合にも十分な協議を行なうことで相互理解を深める努力が必要です。
- 4. 役割分担と責任範囲の確認**
事業を始めるにあたり、それぞれの特性が発揮できる形で何を受け持つかを明確にして文書化します。事業途中に発生した問題は、その都度調整できるように予め取り決めをしておきます。
- 5. 公開性・透明性**
協働型事業は行政の公の資源を使用することから、公開性・透明性が要求されます。相手団体の選び方、事業における両者の関係、資金の流れ、進捗状況等の情報を公開します。
- 6. 成果の振り返り(評価・検証)**
事業実施過程ではお互いに情報共有しながら実施方法を調整します。終了後には目的・目標の達成や成果、協働の進め方について双方で振り返り、改善点や課題を整理します。

そして協働型事業

市民活動団体と行政それぞれが単独で実施するよりも協働で行なうことにより一層の価値を生み出す公益的な事業のことをいいます。

協働で事業を行う時はお互いの特性の理解が必要です

- 市民活動団体の主な特性
多様性、先駆性、自立性、専門性、地域性
- 行政の主な特性
公平性、平等性、安定性、専門性、権力性

協働型事業の効果

- 市民 ……ニーズにマッチしたサービスの選択が可能になります。
- 市民活動団体 ……団体が掲げる社会的使命を効果的に実現できます。
- 行政 ……多様化するニーズへの対応が可能になります。

ここでふたたび確認しますが、**ルールという名称について**

このルールは市民活動団体と行政とが協働で事業を行なう時の基本的な考え方です。この通り実施しないとペナルティがあるというものではありません。6原則の趣旨を理解いただき可能な手法で工夫しながら、新しく協働型で取り組む事業や様々な実施されている協働型事業がよりよい形で発展・推進できるよう利用するものです。

具体的なすすめ方

ルールのP15~P19

協働型事業の始め方

- 市民活動団体
行政(局、区)に働きかけて実施
市民活動団体自身が持つ問題意識などを背景に地域課題の解決のために行政に協働を働きかけ、それを受けた行政が既存事業を協働型へ転換したり、新たな協働型事業として実施します。
- 行政(局、区)
市民活動団体に働きかけて実施
行政自らが協働型事業の実施を必要としたときに、既存事業を協働型へ転換したり、行政の構想に沿った形で市民活動団体から企画提案を受けます。

協働型事業の実施

双方が6原則を踏まえて事業を実施
*事業形態
委託、共催、事業協力、補助・助成

協働の振り返り(評価・検証)

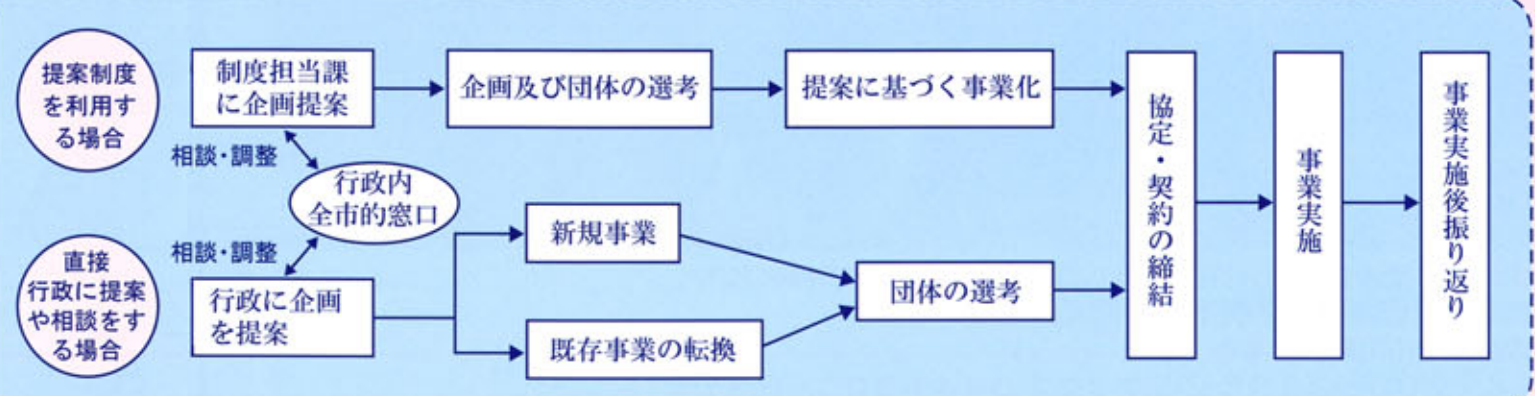
振り返りの視点
事業の成果の視点と協働の手法の視点の二通り

！企画を思いついたら…

- 提案制度を利用
- 事業毎にある行政からの相手団体公募に応募
- 事業所管部署に相談
- 協働推進を担う全市の窓口にご相談(裏面参照)

クローズアップ!

市民活動団体の視点で説明し、働きかける場合の基本的な流れ



提案制度とは？：地域課題解決のための事業として、市民活動団体から企画を公募し、選考された企画を市民活動団体に委託して実施するものです。市民活動団体のノウハウや発想を活かす協働型事業に適しています。課題を限定せずに自由な発想で企画を募る場合と、行政が設定した課題に基づき企画を募る場合とがあります。

川崎市協働型事業推進に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「川崎市協働型事業のルール」(以下「ルール」という。)による協働型事業の着実な推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動団体 ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動を行う団体
- (2) 協働型事業 市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業のことで、行政のみで実施するよりも市民活動団体が加わることでより一層の価値を生み出す場合、または市民活動団体が実施する事業に行政が加わり公的資源(場、資金、人材等)を投入することでさらに価値を生み出す場合に実施するもの。
- (3) 所管課 協働型事業の実施を予定している、又は実施している課

(全市的窓口)

第3条 協働型事業の円滑な推進のための全市的窓口(以下「全市的窓口」という。)を市民・こども局市民生活部市民協働推進課に設置する。

2 全市的窓口は次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 市民活動団体からの相談への対応、または提案のあった企画に関する所管課との調整
- (2) 所管課からの協働型事業に関する相談への対応
- (3) ルールの内容について市民及び市職員への啓発・周知
- (4) 協働型事業の推進のための関係部署との調整
- (5) 協働型事業への取組の検証の実施
- (6) その他、第1条の目的を達成するために必要とする業務

(協働型事業の把握及び公表)

第4条 所管課は、協働型事業を実施する場合は協働型事業実施通知書(第1号様式)を全市的窓口へ提出する。また、全市的窓口が市内所管課に対し期間を定めて協働型事業実施通知書の提出を求めることができる。

2 全市的窓口は、所管課から協働型事業実施通知書により、ルールに基づく協働型事業であるかを確認する。

3 全市的窓口は協働型事業実施通知書に基づき、協働型事業一覧を作成し、公表する。

(市民等への周知)

第5条 全市的窓口は、説明会の開催等により市民及び市職員に対しルールの内容など、

協働型事業の推進に関する周知を行う。

(庁内の調整)

第6条 全市的窓口が市民から受けた協働型事業に関する相談・提案のうち、当該窓口限りの対応では不十分と判断したものについては、所管課への連絡または調整を行う。

2 所管課が市民から受けた協働型事業に関する相談・提案のうち、当該所管課限りの対応では不十分と判断したものについては、全市的窓口調整を依頼する。

(協働型事業の実施)

第7条 所管課は協働型事業の実施にあたっては、ルール適用に努める。

(協働型事業の振り返り)

第8条 所管課はルールに基づく振り返りを行い、その内容を協働型事業実施報告書(第2号様式)により全市的窓口調整に報告する。

(協働型事業推進の取組に関する検証)

第9条 協働型事業の推進に関する取組の検証を第三者的な委員会を活用して実施する。

2 前項の委員会の報告があった場合は、それによる改善を図る。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民・こども局長が定める。

附則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

第1号様式

市民・こども局長あて

協働型事業実施通知書

項目	内容		変更 (注1)
部署名	局(室) 区 部 課		<input type="checkbox"/>
事業名			
開始年度(注2)			
今年度の事業開始時期			
事業概要			<input type="checkbox"/>
事業形態	<input type="checkbox"/> 委託、 <input type="checkbox"/> 事業協力、 <input type="checkbox"/> 共催、 <input type="checkbox"/> 補助・助成		<input type="checkbox"/>
相手団体	団体名		<input type="checkbox"/>
	選考理由		
ホームページアドレス(注3)			<input type="checkbox"/>
市予算額	円		<input type="checkbox"/>
協働型事業の開始方法	<input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 既存事業の転換		/
原則の適用内容	目的の共有		<input type="checkbox"/>
	対等の関係		<input type="checkbox"/>
	相互理解		<input type="checkbox"/>
	役割分担の責任範囲の確認		<input type="checkbox"/>
	公開性・透明性		<input type="checkbox"/>
	成果の振り返り		<input type="checkbox"/>
備考			

(注1) 前年度と比べ内容に変更がある場合はチェックする。

(注2) 既存事業を転換した場合は転換の年度を記入する。

(注3) 相手団体にリンク可能なホームページアドレスがあれば記入する。

第2号様式

市民・こども局長あて

協働型事業実施報告書

部署名	局（室）区 部 課	
事業名		
振り返り内容	協働型事業の 手法	
	事業の成果	

平成20年度川崎市市民活動推進委員会について

回／日付	主 な 議 題
第1回 平成20年 5月2日（金）	(1) 委員長、副委員長の選出について (2) 検討事項及び今後のスケジュールについて (検証の前提として)「協働型事業のルール」の説明 ※委員会の役割、協働型事業のルールの共有
第2回 平成20年 7月11日（金）	(1) 各区の提案制度の実施状況について (2) 報告事項 協働型事業委託推進マニュアル／協働推進窓口の設置／協働型事業のルール市民説明会 ※各区の提案制度の実施状況
第3回 平成20年 9月29日（月）	(1) 協働型事業推進に関する検証について 区役所における協働推進事業費等の位置づけ (2) 報告事項 協働型事業のルール市民説明会・庁内説明会／協働推進窓口の経過 (3) その他 ※区協働推進事業費の現状
第4回 平成20年 11月27日（木）	(1) 今後の市民活動推進委員会の開催計画について (2) 協働型事業の事例紹介について ①多摩川エコミュージアムプラン推進事業 ②シニアリポーター運営事業 ③川崎市、市民、農家との協働による生ごみリサイクルモデル事業 ④子育て情報誌発行事業 ⑤麻生区市民活動施設活用事業 ⑥コミュニティビジネス育成事業 ※平成20年度の協働型事業の状況、事例研究
第5回 平成21年 1月29日（木）	(1) 協働型事業の検証について
第6回 平成21年 3月（予定）	(1) 協働型事業の検証について (2) 各区の提案制度に関する検証について

川崎市市民活動推進委員会委員名簿

(第4期委員 平成20年度～21年度)

(定数8名)

委員	ふりがな 氏名	所 属	備 考
委員長	む とう ひろ み 武 藤 博 己	法政大学大学院政策創造研究 科教授	学識経験者
副委員長	お ぐら けい こ 小 倉 敬 子	LET'S 国際ボランティア交流会	市民活動団 体関係者
委 員	い い だ かず こ 飯 田 和 子	川崎・ごみを考える市民連絡会	市民活動団 体関係者
	い し い えい こ 石 井 栄 子	麻生グットネイバース	市民活動団 体関係者
	う え き まき 啓 植 木 昌 昭		公募委員
	う し やま く に ひこ 牛 山 久仁彦	明治大学政治経済学部教授	学識経験者
	か わ むら まり こ 河 村 麻莉子	子育て支えあいネットワーク 満	市民活動団 体関係者
	ひ ろ おか のぞ み 広 岡 希 美		公募委員